

## 埼玉労働局から受けた是正指導について（報告）

令和6年7月26日付読売新聞埼玉版に記事「偽装請負行為で労働局是正指導　白岡のシルバー人材」が掲載されたことにより、ご心配及びご迷惑をおかけしたことをお衷心よりお詫びいたします。

なお、当該記事の基となった事実関係については下記のとおりです。

### 記

#### 1 原因となる事実

- ・令和2年7月1日、A氏は当センターの会員になった。
- ・令和3年8月23日、A氏は、当センターが令和3年3月1日にB建設会社と締結した請負契約に基づき、足場片付け整理・セッティング作業に就業した。
- ・令和5年1月30日、A氏は、B社社員との共同作業中、指を損傷し病院を受診したところ、全治1か月の診断を受けた。
- ・令和5年2月14日、当センターはB社と締結した請負契約を解除した。A氏の希望により、A氏はB社と雇用契約を結び、引き続き足場片付け整理・セッティング作業に従事した。
- ・令和5年8月28日、当センターは、法令等の規定に基づき、A氏に対して、以下の金銭を支払った。また、治療費等は、労働災害補償保険から12,184円がA氏に支払われている。

休業補償給付 13,860円

#### 2 損害賠償請求訴訟

##### (1) 訴訟の提起

A氏は当センターの対応に満足せず、令和5年9月19日、A氏、当センター、B社の関係は偽装請負であり実質的には人材派遣業務であるとして、当セ

ンターを被告として久喜簡易裁判所に訴訟を提起し、以下の請求を行った。

- ①被告から与えられるべき有給休暇を金銭換算した額
- ②解雇预告手当
- ③被告が謝罪しなかったことによる精神的損害を被った金額
- ④前理事長との交渉中に被った精神的損害の金額
- ⑤労働者派遣法等に違反していることを認めないことによる付加金

## （2）判決

令和6年7月3日、久喜簡易裁判所は、次のとおり判決した。

- ①原告の請求をいずれも棄却する。
- ②訴訟費用は原告の負担とする。

### 判決理由

原告が、違法とする行為やその内容について、具体的な主張及び立証をするに至っていない。このような主張や証拠関係の下、不法行為が認められるような違法な行為がなされたとは認めるることは困難である。

原告、被告ともに控訴の手続きをせず、令和6年6月17日、判決は確定した。

## 3 埼玉労働局からの是正指導

### （1）調査

A氏からの申し出を受け、埼玉労働局による労働者派遣法に係る調査が開始された。

#### <調査の概要>

- ・令和5年7月12日、埼玉労働局職業対策課が、A氏のB社での就業状況の確認を行った。
- ・令和5年10月25日、埼玉労働局需給調整事業課及び職業対策課が、当センターがB社と締結した請負契約に基づき請け負っていた屋外作業に係る指導

監督を訪問により実施した。

・確認した書類

当センターと B 社との請負契約に基づく屋外作業に係る書類

(請負契約書、業務仕様書、作業手順書、注文書、作業報告書、納品書、請求書等、名簿、シフト表、就業実績等)

(2) 是正指導

令和 6 年 2 月 7 日、当センターは、埼玉労働局から次の内容の是正指導を受けた。

① 違反事項

少なくとも令和 3 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 14 日までの間、会社と請負契約と称する契約を締結し、会員を足場片付け整理・セッティング作業に就業させていたが、その請負事業の実態は、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」第 2 条第 1 号及び第 2 号を満たしていないことから労働者派遣事業に該当していた。

なお、請負業務に就業していた会員は、会社による指揮命令の下で請負業務の処理を遂行していたこと、センター及び会社により就業日や就業時間帯が就業予定表によって拘束管理されていたこと、更には、センター及び会社により勤怠確認された就業報告書における実働時間数に時間単価を乗じた額を配分金として支払っていたことから、センターとの雇用関係及び労働者性も認められた。

以上により、センターは請負契約と称する契約を締結しておきながら、実態としては、労働者派遣事業を行っていたことから、労働者派遣法に違反していた。

② 是正措置

センターと会社との請負業務については、請負契約が解除（令和 5 年 2 月 14 日）されたことに伴い違反事項が既に解消されていることから是正の必要はないものではあるが、センターにおいて現在行っているすべての請負事業について、

違反等がないかの点検を行い、労働者派遣法に違反している事項がある場合は、速やかに是正すること。

(3) 当センターの対応

当センターが契約している内容の点検・見直しを行い、派遣業務や直接雇用への移行を行うとともに、令和6年3月6日付けで埼玉労働局へ是正報告書を提出した。

公益社団法人白岡市シルバー人材センター

理事長 椎木 隆夫